

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年4月18日時点)

1 活動方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、

- ① 密閉、密集、密接の「3密」を避ける。
- ② こまめに手洗いや消毒を行う。
- ③ 周囲の人との間隔をあける。
- ④ スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する。

などの感染症対策を徹底する。

2 基本的な留意事項

- (1) 活動前に必ず検温や健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数が集って密集した活動になることを徹底して避けること。
- (3) 活動の前後に、石けんによる手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、必要に応じて多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあけ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) 活動途中に集団でまとまって食事を摂らないこと。
- (8) 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染症対策を講じること。

3 県外での活動について

- (1) 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない大会」とは、日本スポーツ少年団や中央競技団体等が主催する全国・東北大会とする。
- ・真にやむを得ない大会として全国・東北大会に参加する場合、スポーツ少年団を所管する当該市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課、団員が在籍する学校に、必ず事前に報告・相談し、帰県後の健康観察(自宅待機)期間などの指示を受けること。
- ・真にやむを得ない大会として参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。

- (2) 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。

4 県内での活動について

- (1) (別紙) 遵守事項(令和4年4月18日から)に則った上で活動すること。
- (2) 練習試合等の対外交流については、保護者の同意を得て実施するのはもちろんのこと、
考えられる最大限の感染防止対策を講じること。
- (3) 宿泊を伴う活動(合宿等)については、実施しないこと。

5 その他

- (1) 中央競技団体は、隨時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (2) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。